

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2015～2020年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員187行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2015年度	954	490	16	13
2016年度	810	424	14	10
2017年度	1,093	625	17	15
2018年度	987	543	24	35
2019年度	682	379	13	27
2020年度	570	329	17	9

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2015年度	933	856	91.7%
2016年度	796	708	88.9%
2017年度	1,060	952	89.8%
2018年度	943	856	90.8%
2019年度	659	570	86.5%
2020年度	541	497	91.9%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2021年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員187行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2021年度	489	361	11	42
2021年4月～6月	152	144	1	0
2021年7月～9月	123	71	6	24
2021年10月～12月	134	89	3	17
2022年1月～3月	80	57	1	1
2022年度	458	228	7	7
2022年4月～6月	135	64	2	3
2022年7月～9月	121	74	4	2
2022年10月～12月	94	42	0	0
2023年1月～3月	108	48	1	2
2023年度	420	268	13	23
2023年4月～6月	89	65	5	6
2023年7月～9月	128	87	4	2
2023年10月～12月	112	59	1	1
2024年1月～3月	91	57	3	14
2024年度	444	272	10	15
2024年4月～6月	120	69	3	7
2024年7月～9月	127	85	3	5
2024年10月～12月	111	62	2	2
2025年1月～3月	86	56	2	0

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2021年度	451	392	86.9%
2021年4月～6月	140	129	92.1%
2021年7月～9月	111	94	84.7%
2021年10月～12月	125	111	88.8%
2022年1月～3月	75	58	77.3%
2022年度	416	348	83.7%
2022年4月～6月	124	101	81.5%
2022年7月～9月	112	89	79.5%
2022年10月～12月	82	67	81.7%
2023年1月～3月	98	91	92.9%
2023年度	384	325	84.6%
2023年4月～6月	85	72	84.7%
2023年7月～9月	118	95	80.5%
2023年10月～12月	100	90	90.0%
2024年1月～3月	81	68	84.0%
2024年度	305	235	77.0%
2024年4月～6月	101	79	78.2%
2024年7月～9月	106	86	81.1%
2024年10月～12月	80	56	70.0%
2025年1月～3月	18	14	77.8%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

図1: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

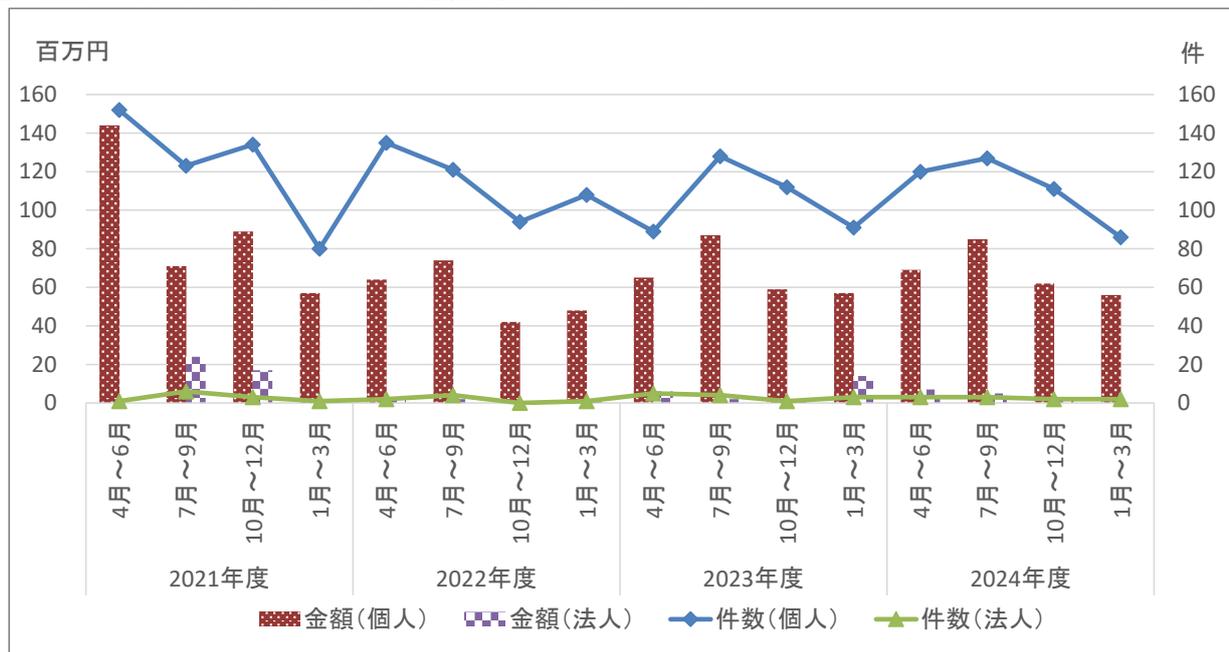
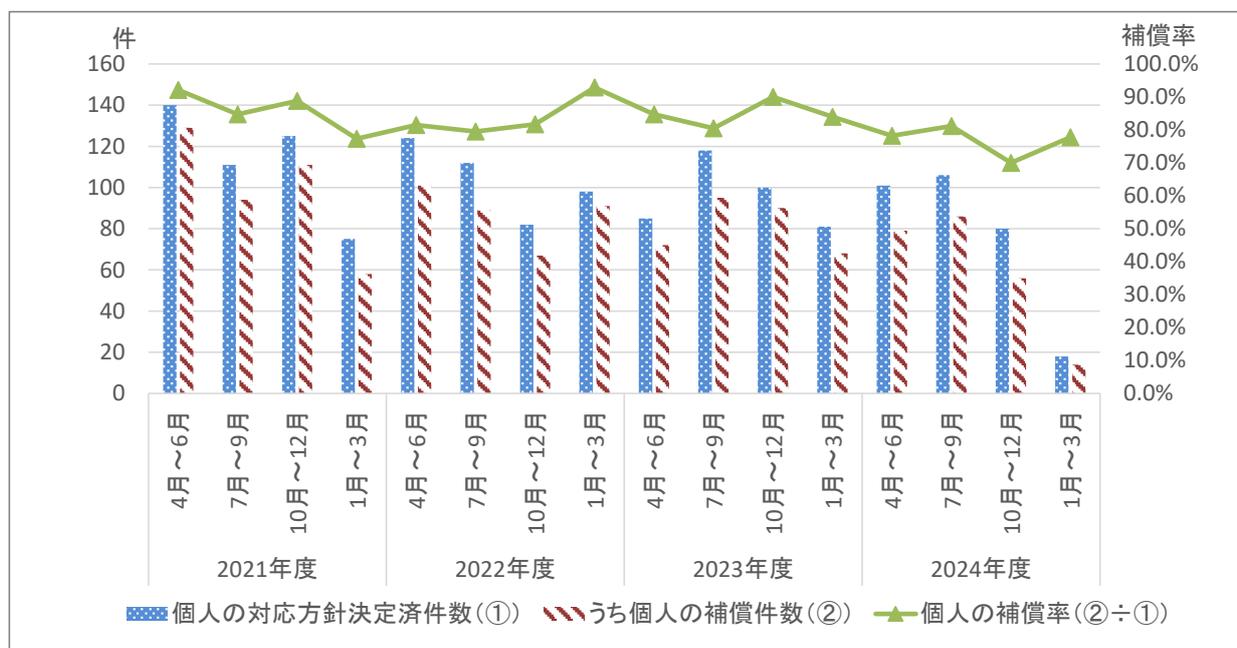


図2: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以 上